

仕 様 書

- 1 事業名 青谷方面乗合タクシー試験運行業務委託（単価契約）
- 2 契約期間 契約日～平成31年(2019年)3月29日
- 3 業務内容 青谷・観音堂・長池地区の公共交通に対する需要を把握するため、城陽市（以下、「市」という）が指定する運行ルートで定時定路線型の乗合タクシーを運行し、利用者数等を報告する。

（1）運行ルート

別紙1のとおり（片道約6.4km）。

なお、各停留所の標示物については、市が設置する。

（2）運行日・本数

平成30年(2018年)6月5日から平成31年(2019年)3月28日までの
火曜日・木曜日（計86日）

1日当たり3往復（別紙2の時刻表により運行する）

（3）運行車両

近運自二公示第11号（平成29年8月1日）に基づく、小型車または中型車。

本業務に必要な車両は、受託者が所有する車両を使用すること。

運行時は、車両側面の両側に市が作成するマグネットシートを貼り付け、利用者に認識できるようにすること。

（4）追加便

利用者数が多く積み残しが発生する場合は、直ちに追加便を無線で呼んで対応する。追加便は概ね15分以内に到着すること。定時便の運転士は、待ち客に対して目安を伝えるため、駆けつける車両の所在地及び、おおよその到着時間を伝えること。

次以降の停留所において、さらに待ち客がいる場合、その都度無線で連絡すること。

追加便の乗客がいなくなったときは、その時点で追加便の運行を終了する。ただし、次以降の停留所で待ち客がいる旨、通常便からの連絡を受けている場合はそのまま運行を続けるものとする。

（5）運行日報

利用者数等を把握するため、各便の運行日報を作成し、毎月15日・末日を締日として、それぞれ締日から5日以内（閉庁日はその翌日まで）に、まとめて提出すること。

運行日報は、メーター装置で作成する運転日報及び、市が定める様式（別紙3、4）により、①停留所ごとの乗降客数、②別紙5の運賃表に基づく利用者区分ごとの内訳、③各停留所の到着時間、④各便のメーター料金、⑤ト

ラブルや利用者からの意見等の出来事を記載すること。ただし、安全な運行に支障のないように注意すること。

(6) 利用制限

本業務は青谷・観音堂・長池地区の公共交通に対する需要を把握することが目的であるため、停留所「城陽郵便局」「保健センター」「アル・プラザ城陽西口」について、寺田方面行きの便では乗車できない、青谷方面行きの便では降車できない、という制限を設ける。

受託者は、利用制限により乗車・降車ができないことでトラブルにならないよう、周知に努め、誠実に対応すること。問い合わせ等があった場合は、その内容を運行日報に記載するとともに、トラブルなど重大な場合は速やかに市に報告すること。

10時14分多賀口発寺田方面行きの便において、利用制限区間（アル・プラザ城陽西口・保健センター・城陽郵便局）で乗客が全て降りた場合は、その時点でその便の運行を終える。

(7) 料金收受

別紙5に定める運賃を利用者から徴収する。

(8) 運輸局への申請

本業務に必要な京都運輸支局への申請業務は、受託者において行う。
本業務にかかる京都運輸支局への登録台数は、4台以上とする。

(9) 運行業務

本業務が円滑に行えるよう万全の体制を整え、従事する者に対して必要な指導や教育を実施し、利用者の立場に立った接客と高品質のサービス提供に努めること。

利用者から、本委託業務における乗合タクシーでは行くことができない施設等への行き方や、他の公共交通機関への乗り継ぎについて問い合わせがあったときは、適切に案内すること。

本業務の実施に関する苦情については、誠意をもって対応すること。

- 4 運行委託料 委託料については、実際の運行にかかるメーター運賃で算出した料金及び1便ごとの始点への回送料金から、利用者が払う運賃を差し引いた額（追加便については追加が必要となった停留所から運行終了までのメーター料金及び回送料金から、運賃を差し引いた額）を、受託者が月毎に集計し、市に請求すること。

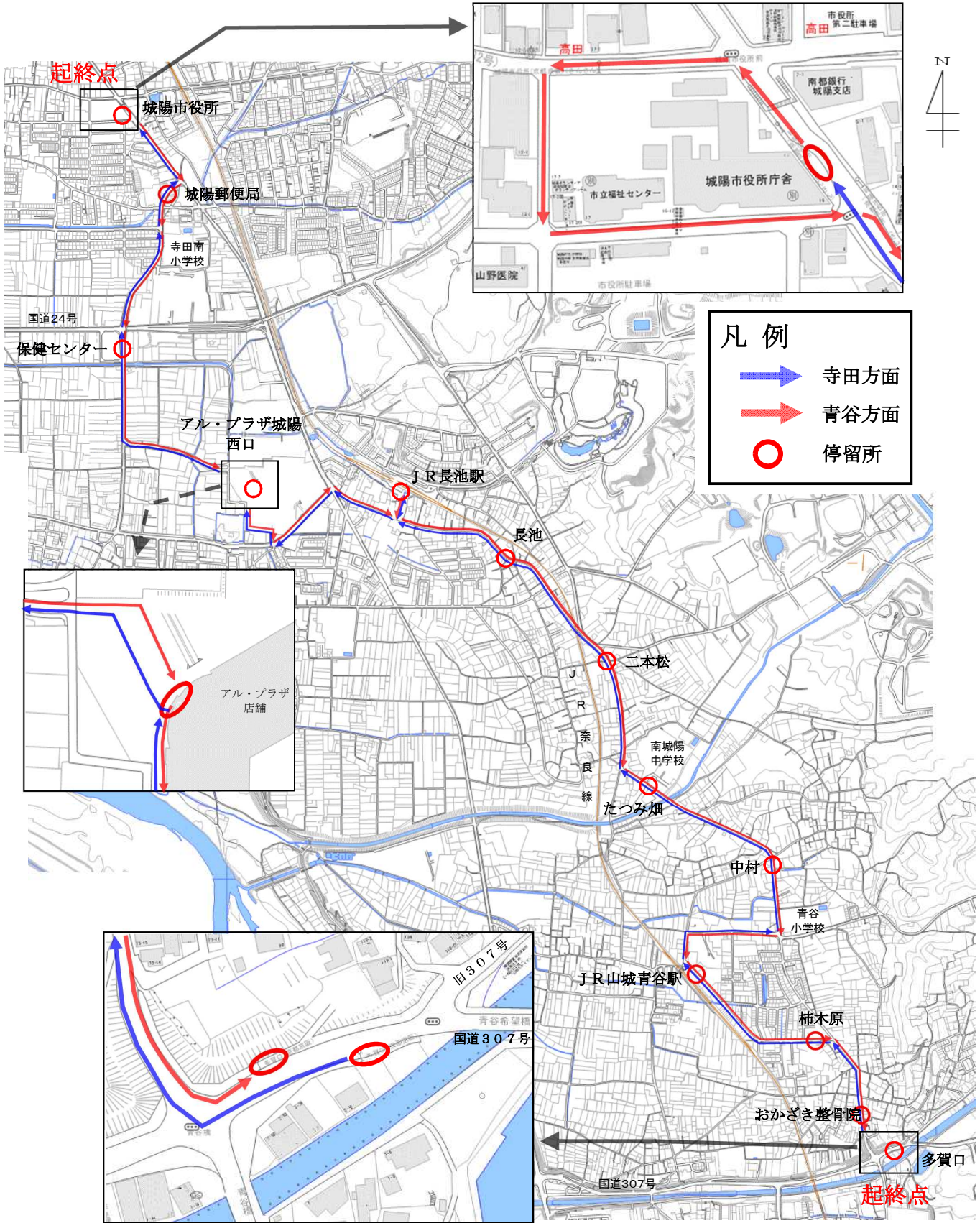
委託料の請求の裏付けとして、運行日報に各便のメーター料金を記載する。

- 5 事故責任 運行に当たっては、安全な運行を第一とし、事故等がないよう努めること。万が一、事故等が発生した場合は受託者が責任を負うこととする。

保険料・修繕費等の一切は、受託者の負担とする。

- 6 資 格 道路運送法に定める一般旅客自動車運送事業の許可を有すること。
城陽市内に本社または営業所を有し、本業務を適切・円滑に遂行できること。
過去3年以内に大きな事故を起こしていないこと。
- 7 納品場所 城陽市役所 都市政策課
- 8 支払時期 運行日報の納品を受けた後、適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に支払うものとする。
- 9 契約方法 契約は、メーター料金及び1便ごとの始点への回送料金による単価契約とする。
- 10 その他 運行日報の提出・納品に係る経費については、受託者の負担とする。
利用状況により、運行頻度や車両の変更を行うことがある。その際は市と協議して対応すること。
別添「個人情報保護に関する特記仕様書」を遵守すること。
タクシーメーターにかかる認可運賃や疑義が生じた場合、及びこの仕様書に記載されていない事項については、その都度、市と協議して進めること。

別紙 1



青谷発・寺田方面行き 時刻表			
-----------------------	--	--	--

多賀口 発	10 : 14	12 : 14	14 : 14
↓			
おかざき整骨院	10 : 15	12 : 15	14 : 15
↓			
柿木原	10 : 16	12 : 16	14 : 16
↓			
J R 山城青谷駅	10 : 18	12 : 18	14 : 18
↓			
中村	10 : 19	12 : 19	14 : 19
↓			
たつみ畑	10 : 20	12 : 20	14 : 20
↓			
二本松	10 : 22	12 : 22	14 : 22
↓			
長池	10 : 23	12 : 23	14 : 23
↓			
J R 長池駅	10 : 25	12 : 25	14 : 25
↓			
アル・プラザ城陽西口	10 : 30	12 : 30	14 : 30
↓			
保健センター	10 : 32	12 : 32	14 : 32
↓			
城陽郵便局	10 : 34	12 : 34	14 : 34
↓			
城陽市役所 着	10 : 35	12 : 35	14 : 35

寺田発・青谷方面行き 時刻表			
-----------------------	--	--	--

城陽市役所 発	12 : 36	14 : 36	16 : 36
↓			
城陽郵便局	12 : 38	14 : 38	16 : 38
↓			
保健センター	12 : 40	14 : 40	16 : 40
↓			
アル・プラザ城陽西口	12 : 43	14 : 43	16 : 43
↓			
J R 長池駅	12 : 48	14 : 48	16 : 48
↓			
長池	12 : 49	14 : 49	16 : 49
↓			
二本松	12 : 51	14 : 51	16 : 51
↓			
たつみ畑	12 : 52	14 : 52	16 : 52
↓			
中村	12 : 53	14 : 53	16 : 53
↓			
J R 山城青谷駅	12 : 55	14 : 55	16 : 55
↓			
柿木原	12 : 56	14 : 56	16 : 56
↓			
おかざき整骨院	12 : 57	14 : 57	16 : 57
↓			
多賀口 着	12 : 58	14 : 58	16 : 58

運賃表

	利用者区分	運賃	
A	大人（中学生以上）	150円	
B	小人（小学生）	80円	
C	幼児（1才以上の未就学児童）	大人等と同伴（2人まで）	無料
D		3人目以降	80円
E	乳児（1才未満）	無料	
F	身体障害者手帳等保持者	80円	
G	小人または3人目以降の幼児 かつ身体障害者手帳等保持者	40円	

※身体障害者手帳等保持者：

- ①身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳を呈示した者
- ②精神保健福祉法の規定による精神障害者保健福祉手帳を呈示した者
- ③療育手帳制度要綱の規定による知的障害者の療育手帳を呈示した者
- ④児童福祉法第12条の4及び第41条～第44条の規定する諸施設により養護等を受けており、その保護施設の長の発行する所定の運賃割引証を呈示した者
- ⑤①～④の介護人及び付添人（介護及び付添が必要と認めた場合に限る）